

## 千葉県柏県税事務所長賞

### 障がい者の手当

千葉県立東葛飾中学校 第三学年 麻生 晴琉

私の家族にはダウン症の弟がいる。その中でも、最重度の知的障がいを持っており、入浴、食事、着替え、会話など日常的な生活が一人ではできない。また、特別支援学校に通っていて、放課後などは放課後等デイサービスを利用している。そんな弟のことに  
ついて、先日母と雑談していたら、その中でこんなことを言われた。

「障がい者を育てるにはお金がかかるけど、手当をもらっているから助かるわ。」

私は「手当」という言葉が気になった。障がい者は手当がもらえるの？なぜ？様々な疑問がうまれた。

そこで弟がもらっている手当というものについて調べてみることにした。まず、特別児童扶養手当。これは重度・中度の知的障害がある、二十歳未満の障害児を養育する、保護者へ支給される国からの手当である。弟は重度の障がいを持っているので毎月約五万三千円の手当をもらっている。また、障害児福祉手当というものももらっている。これも重度の知的障害がある、二十歳未満の障害児へ支給される国の制度である。これは月約一万五千円をもらっている。ここまですべて合計月六万八千円の手当をもらっていることが分かった。弟がこんな手当を受け取っているなんて知らなかった。さらに弟は放課後等デイサービスを利用している。ここにも補助金が出ている。普通に利用すると月約二十八万する利用料金が補助金により月約五千円の自己負担になっている。このほかに、公共交通機関の料金が割引になったりと様々な補助、手当、割引を受けている。このことを知り、とても驚いた。同時に、この手当などにより私たちが家族は豊かで幸せな生活につながっている、と考えると手当などの存在に感謝しなければならない、と思った。

この「感謝すべき手当」というものは私たちが納めている税金から支給されている。正直、私は「税金が高くなる」というニュースなどをみているとあまり良い気持ちにならず、「なんで税金なんてあるんだろう。高い税金を払うくらいならないほうが良い。」とも感じたことがあった。しかし、うちの弟のように税金により手当などの支給が行われていることを知り、税金は「どんな人でも豊かな生活を送るためにみんなで助け合い支援する制度」だと感じた。税金があることで、もし、私がかしらの障がいを負っても最低限の支援をしてくれる、という安心感もある。税金を払う意味、というものをさらに自分の中で深めることができた。私も、社会の一員として、私たちが払う税金の使い道についてしっかりと知った上で、税金を納めることの重要性を再認識し、社会に貢献していきたい。